

事務所や飲食店を営まれる方へ

Office Care

テナント総合保険

補償内容のご案内

「テナント総合保険」の補償内容の概要をご案内します。
ご加入の際は、重要事項のご説明（P 4～）にて、
補償内容の詳細等をご確認ください。

損害保険金（設備、什器）



賠償責任保険金

施設賠償責任補償

被保険者（保険の補償を受けることができる方）が借用施設（保険をかけるテナント物件）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故、または借用施設の用途に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、物理的な損傷もしくは汚損（ケガを負わせる、来客の着衣を従業員が汚すなど）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。



借家人賠償責任補償

被保険者（保険の補償を受けることができる方）の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により借用施設（保険をかけるテナント物件）が滅失、損傷もしくは汚損した場合（専有部分内にある排水設備の詰まりによる漏水など）において、被保険者が貸主（テナントのオーナー）に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

①火災 ②破裂または爆発 ③漏水事故



テナント総合保険 保険料一覧表 （物件構造問わず、借用面積500㎡まで）

補償コース		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
保険金額	損害保険金	100万円	300万円	600万円
	賠償責任保険金 借家人賠償／施設賠償	750万円	1,500万円	2,000万円
用途	保険期間	契約タイプ／保険料		
事務所 小売店	1年	5,650円	9,210円	12,480円
	2年	11,300円	18,420円	24,960円
飲食店	1年	7,130円	12,080円	16,380円
	2年	14,260円	24,160円	32,760円

…… 支払い保険金額の上限は2,000万円です。
※複数契約特約付帯の場合、支払い保険金の上限については重要事項説明書および約款をご確認ください。

以下の場合はこの保険契約をお引き受けできません。

- ① 借用面積が500㎡を越える場合
- ② 借用施設の用途が、事務所・小売店舗・飲食店以外に該当する場合
- ③ 借用施設において行う事業が以下の業種に該当する場合

LPガス販売店・福祉施設・介護施設・デイサービス・クリーニング店（取次だけの店舗はのぞく）・コインランドリー・キャバレー・スナック・バー・クラブ・パブ・スポーツ施設（固定器具使用）・ジム・道場・保育園・幼稚園・幼児教室・学童保育・製造業（工場、作業場）・日焼けサロン・性風俗特殊営業店・待機所・チケットショップ・コイン等売買・倉庫・トランクルーム・貸スタジオ・レンタルスペース・その他別途指定する業種

よくあるご質問

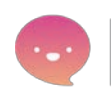
よくあるご質問につきましては、
ホームページで確認ができます

あそしあ

検索



 ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

 Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

共同保険に関する特約が付帯されている保険契約は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）株式会社 Emyii 少額短期保険（非幹事）の共同引受（引受割合は各50%）です。共同保険特約が付帯されていない保険契約は株式会社あそしあ少額短期保険の単独引受です。本特約の付帯状況はマイページ等で契約内容をご確認ください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、テナント総合保険（以下、「本保険」といいます。）のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、テナント総合保険普通保険約款をご参照ください。

1商品 の仕組みおよび引受条件等

(1)商品 のしくみ

本保険は、火災・風災・水災・盗難等による借用施設内の業務用設備・什器等の損害に対する補償を中心に、借用施設の修理費用や、貸主や第三者に対する損害賠償責任なども補償する、借用施設で事業を行う方のための保険です。

(2)補償 の内容（保険金をお支払いする主な場合）

(1)損害保険金・費用保険金

損害保険金	次の事故により保険の対象（＊1）に損害が生じた場合に、再調達価額（＊2）を基準に算出した損害の額を、保険金額（＊3）を限度としてお支払いします。（ただし、30 万円以下の貴金属等については時価額（＊2）を基準とします。） ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 風災、ひょう災または雪災（20 万円以上の損害の場合に限ります。） ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸家で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水による水濡れ ⑥ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊 ⑧ 水災（1 回の事故につき、100 万円を限度として保険金額の5％） ⑨ 盗難（1 回の事故につき、次の金額限度。） 業務用通貨：30 万円、業務用預貯金証書：300 万円、その他：保険金額（ただし、時価額30 万円以下の貴金属等は1 個（組）につき30 万円限度）
臨時費用保険金	損害保険金①から⑦の事故により保険の対象が損害を受け保険金が支払われる場合に、損害保険金×30％をお支払いします。ただし、1 回の事故につき300 万円を限度とします。
残存物取片付け費用保険金	損害保険金①から⑦の事故により保険の対象が損害を受け保険金が支払われる場合に、残存物の取片づけに要した費用に対して、1 回の事故につき損害保険金の10％を限度にお支払いします。
失火見舞費用保険金	損害保険金①または③の事故を原因として延焼等により第三者の所有物が損壊した場合に、見舞金の費用として「被災世帯数×20 万円」をお支払いします。ただし、保険金額の20％を限度とします。 ※この費用保険金は、被災世帯に対する見舞金のための費用としてお支払いするものであり、被保険者が実際に被災世帯に対し見舞金をお支払いしない場合には、弊社は保険金の返還を請求させていただきますことがあります。
修理費用保険金	損害保険金①から⑦および⑨の事故により保険の対象に損害が生じた場合において、被保険者が貸主との賃貸借契約に基づき自費でこれを修理したときに、その修理費用に対し、1 回の事故につき保険金額の10％を限度にお支払いします。

- ＊1

保険の対象：保険証券記載の借用施設に収容され、被保険者が業務用として所有・使用・管理する設備・装置・什器・備品をいいます。
- ＊2

再調達価額：損害が発生した時点・場所において、保険の対象と同一の質・用途・規模・型・能力のものを再取得するのに必要となる額をいいます。
時価額：損害が発生したときの発生した場所における、その保険の対象となる物の価額をいいます。
- ＊3

保険金額：ご契約いただく保険金の支払限度額（ご契約金額）をいいます。

(2)賠償責任保険金

借家人賠償責任補償	次の事故により借用施設が損壊し、これについて被保険者が貸主にに対し法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ① 火災 ② 破裂または爆発 ③ 漏水事故
施設賠償責任補償	日本国内で発生した次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することで損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ① 借用施設の所有・使用・管理に起因する偶然的事故 ② 借用施設の用法に伴う業務遂行に起因する偶然的事故

(3)主な特約およびその概要

複数契約特約	被保険者を同一とする当会社の保険契約が複数ある場合において、1 回の事故について、複数の保険契約から被保険者に支払うべき保険金の合計額が1,000 万円を超えるときは、被保険者に支払う保険金の合計額は1,000 万円を限度とします。
併用の住居部分に収容の家財に関する特約	保険契約証記載の建物に併用の住居部分に収容されている被保険者所有の家財を保険の対象とします。生活用通貨または生活用預貯金証書に盗難による損害が生じたときはこちらを保険の対象として取扱います。損害賠償責任の対象とします。

(4)保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「5. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(5)保険期間

保険期間は、1 年間または2 年間です。

(6)引受条件（保険金額等）

- (1) 保険金額は、加入コースによって異なります。ご契約いただくコースは、事故発生時に十分な補償が受けられるよう、選択可能コースからお選びください。
- (2) 以下の場合はこの保険契約をお引き受けできません。

① 借用面積が500㎡を超える場合

② 借用施設の用途が、事務所・小売店舗・飲食店以外に該当する場合

③ 借用施設において行う事業が以下の業種に該当する場合

製造業（工場、作業場）、クリーニング店（取次だけの店舗はのぞく）、トランクルーム、火薬類専門販売店、LP ガス販売店、ガソリンスタンド、塗料店、燃料店、花火店、旅館、ホテル、サウナ風呂、銭湯、日焼けサロン、宗教施設（祈祷師・教会、寺院、神社など）、遊園地、動物園、刺青店、パチンコ・パチスロ店、麻雀店、ゲームセンター、ディスコ、ライブハウス、性風俗特殊営業店、待機所、その他別途指定する業種

- (3) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2保険料

保険料は加入コースの保険金額、保険期間、借用施設の用途によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、テナント総合保険普通保険約款をご参照ください。

1契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

- (1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて **8 日以内** であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。上記期間内（8 日以内の消印有効）に次の内容をハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.associa-inurance.com/contact/form.html> からご通知ください。

①クーリングオフされる旨	④ご契約を申し込まれた保険
②ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号	の契約番号
③ご契約を申し込まれた年月日	⑤ご契約を申し込まれた代理店名

- (2) クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

- (3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

2告知義務・通知義務等

(1)ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者の住所・氏名(名称)	⑤借用施設で営む事業・業種
②借用施設の所在地	⑥借用施設の面積
③被保険者の氏名(名称)	⑦他の保険契約等(重複保険契約)
④保険の対象の用途	の有無

- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

① 保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実。

② 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

(2)ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の対象の全部を譲渡すること
②借用施設の用途または業種を変更すること
③移転等により、保険の対象の全部を他の場所に移転すること
④その他、告知事項の内容を変更すること

払はありません。なお、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5解約返戻金

保険期間の途中でご契約を解約なさる場合、保険料から、当該金額に既経過月数に応じた所定の解約係数を乗じた額を差し引いた、その残額を返戻します。ご解約の際は、巻末の QR コードまたは URL より弊社解約フォームへアクセスいただき、必要事項入力の上、ご申請ください。

3重大事由による解除、失効等

- (1) 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (3) 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合、ご契約は無効となります。
- (4) ご契約後に保険の対象の全部が滅失した場合、または保険契約者または被保険者が破産、解散または廃業するなどにより借用施設における業務を閉鎖した場合、ご契約は失効します。

4保険責任の開始時期

- (1) 弊社の保険責任は、保険証券または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0 時に始まり、末日の24 時に終わります。
- (2) 保険期間が開始した後でも、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。ただし、保険料コンビニ払いの場合は、保険始期の属する月の翌月末日まで保険料の払込み猶予があり、猶予期間内に発生した保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は成立しなかったものとします。また更新契約の払込猶予期間については**7**をご確認ください。

5保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

この保険で保険金をお支払いできない主な損害は、次の通りです。（主な場合のみを記載していますので、詳細はテナント総合保険の普通保険約款・特約条項の「保険金をお支払いしない場合」をご参照ください。）

①保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する損害
②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害
③地震、噴火、津波を原因とする損害
④取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害

(2)保険の対象に含まれないもの

次のものについては、保険の対象の範囲に含まれません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc 以下の原動機付自転車を除きます。）、船舶、航空機
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手等。ただし、業務用の通貨・預貯金証書の盗難による損害については、この限りではありません。
- ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1 個または1 組の時価額が30 万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑤ 家財
- ⑥ 看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等
- ⑦ 商品、製品等
- ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラムその他のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑨ 動物、植物その他の生物

6 補償重複

本保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（テナント総合保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。（注）（注）1 契約のみに特約がセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

7 保険契約の更新

- (1) 保険期間満了日の2か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日まで更新契約の保険料をお払込みください。
- (3) 更新前契約の満了日まで更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込が無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。
- (4) 保険事故の発生状況によっては、ご契約の更新ができないことがあります。

8 破綻時等の取扱い

- (1) 弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

9 ご意見・苦情等のお申し出について

(1) 弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申し出】 TEL:0120-936-120
※受付時間／9:30～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
【メールでのお申し出】 info@associa-insurance.com

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはテナント総合保険普通保険約款をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお払込みいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

(2) 指定紛争解決機関（ADR 機関）

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくこともできます。当機関は、お客様からのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【『少額短期ほけん相談室』の連絡先】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
※受付時間／9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

10 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1) 更新時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、本保険における保険金の支払額が本保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者とは

- (1) 弊社は、保険業法第2条18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。
 - ・保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（損害保険は1,000万円）以下である保険契約の引受け
 - ・1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け
 - ・1の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け
- (2) ㈱あそしあ少額短期保険は保険業法にかかる経過措置の適用を受けており、上記に関わらず1被保険者にかかる保険金額の限度額として2,000万円までお引き受けができます。同経過措置は、2023年3月末日をもって終了を予定しており、同年4月以降は1被保険者にかかる保険金額の限度額は1,000万円となります。

11 事故が起こった場合

- (1) 本保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
（事故受付センター：0120-956-834）
- (2) 保険金請求権には**3年の時効**がありますのでご注意ください。
- (3) 保険の対象の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後にお渡しする保険証券または保険契約証は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

3 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-956-834
(年中無休・24時間受付)

※賠償事故の場合は、事前に弊社へご相談ください。事前のご相談なく示談や訴訟を行った場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則30日以内（※）に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。
※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

4 共同保険について

この保険は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）および株式会社 Emyii 少額短期保険（非幹事）の共同保険として、または各社単独で引き受けを行います。両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者は、他の引受少額短期保険業者の代理・代行を行います。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ（<https://www.associa-insurance.com>）をご覧ください。

（注）上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

変更依頼書

※契約内容に変更が発生しましたら遅滞なくお手続きください

※書類に不明点がございましたら、内容確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡先は必ずご記入ください

会社使用欄	
担当者	所管長

契約番号	A S		捺印欄 印
ご契約者名	フリガナ	ご連絡先 TEL (— —) mail ()	

変更後の 保険契約者名	フリガナ	変更日 (事由発生日)	年 月 日
変更後の 被保険者名 (入居者)	フリガナ ※変更後の契約者様と同一の場合は同上と記入	生年月日	連絡先
変更後の 保険契約者住所	〒 フリガナ	年 月 日	— —
変更後の 被保険者住所 (入居者の住所)	〒 フリガナ ※変更後の契約者様と同一の場合は同上と記入	生年月日	連絡先
		年 月 日	— —
		面 積	
		m ²	

キ リ ト リ

書類送付先

〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階
株式会社 あそしあ少額短期保険 変更係 行

契約の解約について

解約はパソコンまたはスマホから!!

解約フォーム

<https://www.associa-insurance.com/house/cancellation.html>

検索からでもアクセスできます。

あそしあ

検索

選択
入力
送信ボタン
を押すだけ!

引受少額短期保険業者


ASSOCIA SSI
 株式会社 あそしあ少額短期保険

 〒102-0073
 東京都千代田区九段北3-2-5
 九段北325ビル2階
 [URL] <http://www.associa-insurance.com>

Emyii ssi
 株式会社 Emyii 少額短期保険

 〒102-0074
 東京都千代田区九段南3-2-2
 九段宝生ビル5階
 [URL] <https://emyii.co.jp>

取扱代理店

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。